

令和9年度 熊谷市

保育所（園）・認定こども園（保育利用）・ 地域型保育施設入所の御案内（配布版）

熊谷市こども健康部保育課保育係
〒360-8601
熊谷市宮町二丁目 47 番地 1
048-524-1111（代表）
内線 570、431、433



◎ 令和9年4月入所申請について

一次 受付期間	令和8年10月15日（木） ～令和8年11月5日（木） ※当日消印有効
二次 受付期間	令和8年11月6日（金） ～令和9年1月29日（金） ※当日消印有効

※ 5 月以降の例月入所については、入所を希望する前月の5日（土日祝日の場合はその前日）
必着となります。4 月入所と取り扱いが違うためご注意ください。

○ お申し込みの流れについて

申請書類入手
・施設見学

- 入所を希望する施設を検討し、見学をしてください。
- 申請書類は、保育課、各行政センター福祉担当係、市内保育所、又はホームページで入手ください。

コンシェルジュ予約



10/19(月)～10/30(金)
については、**対面受付のため相談をお休みします。**

申請書類
提出

- 受付期間内に申請書類を提出してください。
- 申請書類の提出にあたり、相談や確認したいことは、保育コンシェルジュ相談（予約制）をご利用ください。

入所審査

自動更新

- 施設入所審査基準表に基づいた点数による審査を行います。
- 施設ごとに利用調整を行った上で、入所可否の決定を行います。
- 入所審査結果は、郵送で通知いたします。

4月一次受付 令和9年1月下旬予定
二次受付 令和9年2月下旬予定
5月以降例月 前月20日頃

受け入れ可能状況



結果通知
発送

- 入所できなかった場合【入所保留通知書】を通知します。
- 入所できなかった場合、翌月も申請は自動更新され再審査(※)を行います。

※ 希望施設の変更や保育が必要な理由の変更等がある場合は、前月5日（土日祝日の場合はその前日）までに保育課に連絡をしてください。場合により追加書類の提出が必要です。入所希望の取下げをする場合は、申請取下届の提出が必要となります。

- 毎月25日頃に市内保育施設の受け入れ可能状況をHPで公開しますので申し込みの参考にご覧ください。

入所できた
場合

- 入所決定となった施設に電話をしてください。
- 入所説明会の日程等を確認し、入所に向けた準備を進めてください。

入 所

- 入所日は毎月1日です。
- 入所後は慣らし保育を行います。慣らし保育のスケジュールは、施設の方針やお子様の状況等により異なりますので、施設にご確認ください。



○ 申請書類の提出方法 ※ 受付順や申請方法による審査への影響はありません。

1 第一希望園での対面受付（4月一次受付のみ）

第一希望園で下記指定期日の受付時間帯に対面で受付を行います。市の職員が保育施設で受付します。（下記期間は対面受付に出向くため、コンシェルジュ相談業務をお休みします。）

受付日	保育所（園）名	受付場所	受付時間	受付日	保育所（園）名	受付場所	受付時間		
10/19 （月）	なでしこ保育園 第二なでしここども園 第三なでしこ保育園 なでしこ家庭保育室「わらべ」	第二なでしこ こども園	10時～12時	10/23 （金）	わらしべの里共同保育所 もみの木共同保育所	わらしべの里 共同保育所	14時～16時		
	愛隣保育園	愛隣保育園		10/26 （月）	公立保育所9か所 道ヶ谷戸愛児園 キッズハウス籬原保育室 りゅうさい保育所 野鳥の森うさぎ保育園 あかね保育室 さくらキッズ保育園 保育室 黒ひげ先生	中央保育所	10時～12時		
10/20 （火）	ことぶき乳児保育園 ことぶき花ノ木保育園 ことぶきイーサイト保育園 ことぶきつくし保育園	ことぶき花ノ木 保育園	14時～16時		10/27 （火）	奈良保育園 奈良ベビー保育園 三尻こども園		奈良保育園 三尻こども園	
	みたけ保育園	みたけ保育園				10/28 （水）		熊谷太井保育園 しらこばと保育園 成田こども園	熊谷太井保育園 しらこばと保育園 成田こども園
	ほしのみや保育園 新里保育園 新里第二保育園 乳児園きらり	ほしのみや保育園 新里保育園						10/29 （木）	荒川こども園 第二よつば保育園
	10/21 （水）	くるみ保育園 第二くるみ保育園 こどもの家保育園	くるみ保育園 こどもの家保育園	10時～12時	10/30 （金）	田島保育園 第二田島保育園	田島保育園	14時～16時	
10/22 （木）		籠原のこキッズ保育園 籠原さみどり認定こども園 スダナ保育園 立正幼稚園	籠原さみどり 認定こども園 スダナ保育園 立正幼稚園			11/1 （日）	市外保育所（園） および指定日にお越しに なれない方	くまびあ 創作ルーム301	10時～12時 13時～15時
		10/23 （金）	まことこども園 まこと保育園		まこと保育園				

2 その他の申請方法

(1) 郵送申請 ※ 当日消印有効	〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所こども健康部保育課 あて	簡易書留など、記録が残る方法での送付をお勧めいたします。郵便事故の責任は負いかねます。
(2) 保育課・各行政センターでの預かり	保育課（本庁舎4階）・各行政センター福祉担当係 ※ 8：30～17：15（土日祝日除く）	郵送する場合と同様に申請書類一式をお持ちください。
(3) コンシェルジュ受付（予約制）	受付期間内においてコンシェルジュ相談にて書類の確認・受付を行います。	10/19(月)～10/30(金)については、対面受付のため相談をお休みします。

○ 「入所できなかった場合」の申請の自動更新について（令和8年度から変更）

申請書類を提出すると、令和9年度中は、翌月以降も提出いただいた申請書類で入所審査を行いますので、再度の申請は必要ありません。（入所を辞退した場合は必要となります。）

ただし、下記の場合は、申請受付期間中に保育課への連絡・追加書類の提出が必要です。

区分	対象の方	内容
4月二次入所申請	入所を希望する方全員	二次は一次と異なる施設に限り申請できるため。
5月以降の例月申請	希望園を変更・追加する方	保育課に連絡。
	保育を必要とする事由や世帯員に変更がある方	保育課に連絡。場合により追加書類の提出が必要。
	申請を取下げたい方	「申請取下届」の提出が必要。
	育児休業延長許容の申出を取下げたい方	「育児休業延長の許容終了申出書」の提出が必要。

○ 各ホームページのQRコード

保育のしおり	令和9年度保育所入所 市HP	コンシェルジュ予約
 令和9年度版をご確認ください。	 入所申し込みに関する詳細や申請書類の記入例はこちらをご覧ください。	 10/19(月)～10/30(金)については、対面受付のため相談はお休みします。

○ 提出が必要な書類

A すべての方が必要な書類

	【必要な書類】		【注意事項】	
☐	① 教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書兼保育児童台帳）		入所希望児童1人につき1枚	
☐	② 入所申請時チェックシート		家庭につき1枚	
☐	③ こどもの記録		入所希望児童1人につき1枚	
☐	④ 施設利用に関する確認票（内容確認後、自宅保管）		家庭につき1枚 ※ 内容を確認後、②入所申請時チェックシートの同意欄に署名してください。	
☐	⑤ 個人番号記入票		入所希望児童1人につき1枚	
☐	委任状（個人番号記入票の裏面）		代理人（保護者の配偶者等）による申請の場合提出が必要です。 ※ 代理人の身元確認書類の提示が必要です。	
☐	⑥ 保護者の番号確認及び身元確認書類添付のための台紙		保護者とは、①教育・保育給付認定申請書の保護者氏名欄に記載のある方を指します。	
☐	個人番号カード（マイナンバーカード）※保護者のみ	☐	お持ちの場合	保護者のマイナンバー（個人番号）カード
		☐	お持ちでない場合	保護者の個人番号を確認する書類（いずれか1点）
				☐ ・通知カード ※ ただし、住所、氏名等の記載内容が本人の情報と一致している場合に限る） ・個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書の写し
				保護者の身元確認のための書類（（A）か（B）のいずれかを選択） ※ 「本人確認」は戸籍・住民票等の請求及び届出に準ずる。
☐		☐		☐ （A）以下のうちいずれか1点 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード 等
				☐ （B）以下のうち(1)に掲げる書類1点と(2)に掲げる書類1点又は(1)掲げる書類2点 (1) 医療保険各法の規定による資格確認書 ・年金手帳 ・住民票の写し (2) 児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

B 保護者及び同居者の提出する書類（保護者及び同居者1人につき1枚提出）

（同居者のうち18歳以上65歳未満で保育が困難な事情がある方についてはご提出ください。）

	保育を必要とする事由	必要な書類	注意事項
ア	仕事をしている方・始めることが決まっている方	○就労証明書 ※ ※ 父母については同居していない場合も提出が必要です。（離婚の場合は除く。）	証明日から3か月以内のものをご提出ください。
イ	育児休業中で復帰予定により申し込む方	○就労証明書	入所が決まった場合、入所した月の翌月15日までに職場復帰が必要です。
ウ	求職中で就労予定の方	○就労確約書	入所が決まった場合、入所した月の翌々月の10日までに就労証明書を提出してください。提出がない場合は、3か月目の末日での退所となります。
エ	妊娠・出産による申込の方	○申立書 ○母子健康手帳（表紙と分娩予定日の記載のあるページ）の写し	出産予定月と、その前後2か月（最大5か月）の期間限定の利用となります。
オ	疾病又は障害がある方	○申立書 ○以下のうちいずれか1点 ・診断書の写し ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し	診断書には、疾病名、期間のほか、お子さんの保育が困難である状況の記載を医師にお願いしてください。
カ	看護・介護をしている方	○申立書 ○以下のうちいずれか1点 ・診断書の写し ・介護保険被保険者証の写し ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し	診断書には、看護・介護が必要な方の疾病名、期間や要介護の状態がわかる記載を医師にお願いしてください。 申立書には、看護・介護に従事している状況がわかるように記載ください。
キ	就学している方	○申立書 ○以下の2点 ・学生証、時間割の写し	時間割について、学校が発行しているものがない場合は、本人が作成した時間割に「相違ない」旨を記載ください。

C 希望者のみ提出する書類

育児休業延長の許容に関する申出書	育児休業延長を許容する場合で、申出書の各事項を確認し、同意された希望者のみご提出ください。
------------------	---

D その他状況により必要な書類

書類が必要な方	必要な書類	注意事項
熊谷市に転入予定の場合	○転入に関する誓約書 ○熊谷市内の住居の賃貸借契約書、売買契約書等	年度内に転入予定の場合は市内在住児童として選考します。 土地の売買契約書は不可。
熊谷市内にある住居（祖父母宅等）に転入する予定の場合	○同居予定申立書	同居予定の熊谷市内在住の祖父母等に記入してもらう必要があります。
市外施設を希望する場合	施設のある市区町村の保育担当課の求めるもの	御自身で確認してください。

※ 上記以外にも、世帯の状況等により追加で書類提出を求められることがあります。